

2001年11月6日

学校法人 関西大学
理事長 羽間 平安 殿

大阪教育合同労働組合
執行委員長 原田恵子
同 関大支部
支部長 デイヴィッド・アグニュー

申 入 書

昨年来、当労組は貴職に対して、特任外国語講師の3年期限解雇制度の撤廃、特任外国語講師への社会保険適用、専任教員への労働保険適用を要求してきた。

しかしこの要求に係わる団体交渉において、貴職は要求をすべて受け入れないと回答した。すなわち、〈要求 については、様々な問題はあるが、3年を超えると期限の定めのない契約になるから、今すぐに変更できない〉、〈要求 については、特任外国語講師は専任ではないので、私学共済への加入資格がない〉、〈要求 については、大学から幼稚園まで教員は加入していないので、難しい〉と答えた。

これらの回答が、法律的根拠を持たない、理不尽なものであることは、団交の場で貴職が認めたところでもある。労働組合との団体交渉において、不誠実な回答に終始することは、労組法に違反する不当労働行為である。

当労組が、要求 について、大阪労働局職業安定部に問い合わせをすると、専任教員を労働保険に加入させないことは法律違反であり、労働部として関西大学に調査に入るとの回答を得た。また、同労働部が要求 に関連して日本私立学校振興・共済事業団に問い合わせをすると、当該特任外国語講師は私学共済の加入対象であること、また私学共済への加入資格は各学校で決めるのではなく、日本私立学校振興・共済事業団が決めるものであることも判明した。

以上の通り、貴職の違法行為は明白であり、高等教育機関として恥ずべき行為である。貴職は法律違反を直ちにやめ、当労組の正当な要求を受け入れるべきである。

そこで、当労組は上記3点の要求について、貴職の誠意ある回答を再度求める。

回答期限は本年11月12日までとし、誠意ある回答がない場合は、当労組は貴職の違法行為を社会的に糾弾するとともに、組合員の生活を守るために、大がかりな争議行為に突入する。

以 上